

令和8年9月10日

職員の懲戒処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告いたします。

記

1. 事案概要

当該職員は、以下の非違行為を行い、刑事処分を受けたものである。

(1) 家庭内トラブルに伴う警察保護事案（令和8年6月5日）

配偶者との家庭内トラブルに伴い警察による保護を受け、翌6日、警察からの要請を受けて上司3名が身元引受けの対応をしました。

(2) ストーカー行為等

かねて交流のあった女性に対し、SNSで繰り返し連絡するとともに、承諾なく当該女性が使用する自動車にGPSトラッカーを取り付け、車両の位置情報を取得するなど、ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為を行いました。

(3) 器物損壊行為

当該女性が使用する自動車のタイヤを故意にパンクさせる器物損壊行為を行いました。

(4) 刑事処分の状況

- ・ 令和8年6月18日 ストーカー行為等の規制等に関する法律違反の容疑で逮捕
- ・ 令和8年7月9日 器物損壊の容疑で逮捕
- ・ 令和8年7月17日 太田簡易裁判所から罰金40万円の略式命令
- ・ 同日 略式命令確定

2. 処分年月日

令和8年9月10日

3. 処分対象者及び処分内容

所属	職名	年齢	性別	処分内容
邑楽消防署	消防士長	34歳	男性	懲戒免職

4. 上記事案の管理監督責任に伴う処分

所属	職名	処分内容
邑楽消防署	署長補佐	厳重注意
邑楽消防署	署長	厳重注意
消防本部	消防長	管理者厳重注意

5. 処分理由

当該職員の一連の行為は、地方公務員法第 32 条（法令等に従う義務）及び同法第 33 条（信用失墜行為の禁止）に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当するものです。

ストーカー行為や器物損壊行為などを短期間のうちに相次いで行い、逮捕及び刑事処分に至ったこと、消防職員としての職責に反し、当組合の信用を著しく損なったことなどを総合的に考慮し、当該職員を引き続き勤務させることは適当でないと判断し、懲戒免職処分としました。

6. 消防長コメント

本件は、住民の生命、身体及び財産を守るべき消防職員が、社会の信頼を著しく損なう非違行為を重ねたものであり、極めて遺憾です。

今回の事態を重く受け止め、職員一人ひとりの法令遵守及び倫理意識の徹底を図るとともに、綱紀粛正及び再発防止に組織を挙げて取り組み、住民の皆様から信頼される消防組織の確立に努めてまいります。

以 上

◎この件に関する問い合わせ 館林地区消防組合消防本部総務課 0276-72-8360